

岩手県立二戸病院テナント営業募集要項

岩手県立二戸病院では、以下のとおり、平成23年4月から当院内及び九戸地域診療センター内で行うテナント営業に関する企画提案と事業者を募集します。

1 施設の概要

- I (1) 名称 岩手県立二戸病院
(2) 所在地 岩手県二戸市堀野字大川原毛38番地2
(3) 病床数 300床
(4) 建物概要 上部S造(コンクリート充填鋼管造一部SRC造)の免震構造
地下1階、地上4階、塔屋1階
延床面積 22,926.14㎡
(5) 患者数(平成21年度実績)
外来患者数 661人/日 入院患者数 231人/日
(6) 病院に勤務する職員数(平成22年4月1日現在)
361人
- II (1) 名称 岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター
(2) 所在地 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第7地割35番地1
(3) 病床数 0床
(4) 建物概要 RC造、地上2階、延床面積2,924.74㎡
(5) 患者数(平成21年度実績)
外来患者数 64人/日
(6) 診療センターに勤務する職員数(平成22年4月1日現在)
11人

2 募集するテナント業種名及び事業者数

- (1) 二戸病院内地階売店営業(1業者)
- (2) 二戸病院内テレビ付き床頭台営業(1業者)
- (3) 二戸病院内コインランドリー営業(1業者)
- (4) 二戸病院内1階自動販売機(紙コップ入り飲料)営業(1業者)
- (5) 九戸地域診療センター内自動販売機(紙コップ入り飲料)営業(1業者)
- (6) 九戸地域診療センター内自動販売機(缶入り飲料、ペットボトル入り飲料)営業(1業者)

3 応募資格

- (1) 岩手県内に、本社を有する事業者が応募できます。
- (2) 平成22年4月1日現在、同病院、同診療センター内で同業種のテナント営業を行っている事業者については、(1)の規定に関わらず応募できます。

4 テナントの営業場所は次のとおりです。

- (1) 二戸病院内地階売店営業
地下売店コーナー 44.8983㎡(衛生材料自動販売機含む)

- (2) 二戸病院内テレビ付き床頭台営業
床頭台268台、カード販売機5台（平成22年度設置台数）71.5696㎡
- (3) 二戸病院内コインランドリー営業
各病棟コインランドリー（上乾燥機、下洗濯機）2台×5病棟分=計10台
4.0251㎡
- (4) 二戸病院内1階自動販売機（紙カップ入り飲料）営業
1階自動販売機コーナー 3.9304㎡
- (5) 九戸地域診療センター内自動販売機（紙カップ入り飲料）営業
1階自動販売機コーナー 0.60㎡
- (6) 九戸地域診療センター内自動販売機（缶入り飲料、ペットボトル入り飲料）営業
1階自動販売機コーナー 0.63㎡

5 応募書類の提出等

(1) 受付期間

平成23年3月2日（水）から平成23年3月14日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

岩手県立二戸病院事務局総務課管財係

（〒028-6193 岩手県二戸市堀野字大川原毛38番地2）

(3) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。出店及び営業計画書（様式2）について、記入欄が不足する場合は、任意の様式で提出しても構いません。

- ① 出店及び営業申請書（様式1）
- ② 出店及び営業計画書（様式2）
- ③ 登記簿謄本（個人の場合は住民票及び身分証明書）
- ④ 出店及び営業に必要な許可証等の写し（現在の出店営業分でも可）
- ⑤ 営業経歴書（主な取引先、仕入先一覧を含む。）
- ⑥ 納税証明書「その1」（税務署で発行する証明書）
法人県民税の納税証明書
法人市町村民税の納税証明書
- ⑦ 貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は損益計算書のみでも可）
- ⑧ カタログ等がある場合は、参考までに添付してください。

(4) 提出方法

応募書類は提出先まで持参するか、郵送してください。郵送の場合は必ず「配達記録郵便」としてください。

6 応募に関する留意事項

(1) テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を、別添の「テナント営業に係る基本条件」及び「テナント営業に係る個別条件」により確認し同意のうえで応募してください。

(2) 失効又は無効

次に該当する場合は、申込みが失効又は無効になります。

- ① 受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- ② 提出した種類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められたとき。
- ⑤ 応募資格を有していないことが判明したとき。
- ⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(5) その他

- ① 応募書類を受理した後の書類の書換え又は訂正等は認めません。
- ② 提出した応募書類は返還しません。
- ③ 提出された書類はテナントの選考以外に使用いたしません。

7 選考方法等

(1) 事業者の選考

県立二戸病院テナント選考委員会において応募書類を審査し、必要に応じて応募者からヒアリングを行い、選考基準により評点のうえ事業者を決定します。

(2) 選考基準

別記のとおり。

8 選考結果の発表

平成23年3月16日（予定）に、応募者全員に通知するとともに、岩手県立二戸病院のホームページ及び病院掲示板に掲載します。

9 その他

テナント募集説明会以後に疑義が生じた場合は、平成23年3月9日（水）午後5時までに文書により照会してください。照会の方法は、末尾に記載の照会先まで、持参、郵送、FAX又は電子メールによることとします。

なお、照会があった事項とその回答内容については、テナント募集説明会に参加された方全員にお知らせします。

（照会先）

岩手県立二戸病院事務局総務課管財係 担当：開 格

（〒028-6193 岩手県二戸市堀野字大川原毛38番地2）

電 話 0195-23-2191

FAX 0195-23-2834

E-mail itaru-hiraki@pref.iwate.jp